

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正新旧対照表（案）

改 正 案（新）	現 行																								
<p style="text-align: center;"><b>農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>平成26年0月</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b>仙 台 市</b></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 農業の現状</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td><u>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td><b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ページ	<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>		1 農業の現状	1	2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1	<u>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</u>	<u>3</u>	<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類</b>		<p style="text-align: center;"><b>農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>平成25年3月</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b>仙 台 市</b></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: right; width: 20%;">ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 農業の現状</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td><b><u>(新設)</u></b></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ページ	<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>		1 農業の現状	1	2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1	<b><u>(新設)</u></b>		<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類</b>	
	ページ																								
<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>																									
1 農業の現状	1																								
2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1																								
<u>3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</u>	<u>3</u>																								
<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類</b>																									
	ページ																								
<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>																									
1 農業の現状	1																								
2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1																								
<b><u>(新設)</u></b>																									
<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類</b>																									

<b>型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b>		<b>型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b>	
〔個別経営体〕	<u>4</u>	〔個別経営体〕	<u>3</u>
〔組織経営体〕	<u>5</u>	〔組織経営体〕	<u>4</u>
<b>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農</b>	<u>7</u>	<b>(新設)</b>	
<b>類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</b>			
<b>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</b>		<b>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</b>	
<b>その他農用地の利用関係の改善に関する事項</b>		<b>その他農用地の利用関係の改善に関する事項</b>	
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	<u>8</u>	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	<u>6</u>
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	<u>9</u>	2 農用地の利用関係の改善に関する事項	<u>7</u>
<b>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b>		<b>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b>	
1 利用権設定等促進事業に関する事項	<u>10</u>	1 利用権設定等促進事業に関する事項	<u>8</u>
<b>2 (削除)</b>		<b>2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項</b>	<u>16</u>
<b>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</b>	<u>18</u>	<b>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</b>	<u>16</u>
<b>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる地区の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</b>	<u>18</u>	<b>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる地区の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</b>	<u>16</u>
<b>4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</b>	<u>21</u>	<b>5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</b>	<u>19</u>
<b>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</b>	<u>22</u>	<b>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</b>	<u>20</u>
<b>6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</b>	<u>22</u>	<b>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</b>	<u>20</u>
<b>7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組</b>	<u>23</u>	<b>(新設)</b>	
<b>第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項</b>		<b>第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項</b>	
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	<u>24</u>	1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	<u>21</u>
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	<u>24</u>	2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	<u>22</u>
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	<u>25</u>	3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	<u>22</u>
<b>第7 その他</b>	<u>30</u>	<b>第6 その他</b>	<u>27</u>
別紙1 (第 <u>5</u> の1(1)⑥関係)	<u>31</u>	別紙1 (第 <u>4</u> の1(1)⑥関係)	<u>28</u>
別紙2 (第 <u>5</u> の1(2)関係)	<u>32</u>	別紙2 (第 <u>4</u> の1(2)関係)	<u>29</u>

**第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標**

1・2 (略)

**3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標**

**(1)新規就農の現状**

本市の担い手の現状は、販売農家の農業就業人口は、平成17年度は6,873人、平成22年度は4,864人に減少し、また、65歳以上の割合も52%から57%と増加し、担い手不足と高齢化が進展しており、担い手の確保が喫緊の課題である。

このような中、農業専従の新規就農者は、平成11年から20年の10年間の年間平均の就農数は5名であったが、平成23年の震災の影響で就農が少なくなるなどの状況が見受けられるものの、農外からの新規参入者の農業法人での雇用が進み、近年5年の新規就農数の平均は12名となり、増加傾向である。また、これと連動し、女性の就農も増加傾向にある。

**(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標**

近年の現状推移を踏まえつつ、本市の青年等の確保については年間15名を目標とする。

**(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標**

効率的かつ安定的な農業経営体が目指す目標は、他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）としており、将来その目標を達成すべく、青年等においては、農業経営開始から5年後には、他産業従事者並みの年間農業所得の5割程度の農業所得（主たる農業従事者1人あたり年間所得240万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）を目標とする。

**(4)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組**

農業への就業・参入しやすい環境づくりを推進するため、農業研修や実習支援、機械の導入支援など、青年等就農資金を始めとする各種助成制度を活用し、関係機関と連携し、総合的な助言、指導を行うとともに、農業への参入についての幅広い情報提供を行う。

**第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、基本方針及び優良事例等を踏まえ、例示すると4頁から6頁のとおりである。

【個別経営体】、【組織経営体】(略)

**第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とするが、特に青年等が取り組む営農類型の事例をふまえた基本指標を次のとおりとする。

**第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標**

1・2 (略)

(新設)

**第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、基本方針及び優良事例等を踏まえ、例示すると3頁から5頁のとおりである。

【個別経営体】、【組織経営体】(略)

(新設)

**【個別経営体】**

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式	経営管理の方法等
露地野菜 ± 稲作	ねぎ 露地栽培 04ha	2,171	(ねぎ) 春まき栽培	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理。特に部門間の労力配分と適切な雇用導入に留意する。 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○経営所得安定対策の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している。
	水稲 1.0ha  (借地) (1.0ha)	255  (合計) 2,426	(水稲) トラクター、田植え、刈り取りは、機械を借り入れ 乾燥調製(CE活用) 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ	
施設野菜 ± 露地野菜	ほうれんそう ハイハウス 2,000㎡ キャベツ 露地栽培 2,000㎡	2,202  432  (合計) 2,634	施設野菜と露地野菜の組合せ パイプハウス ほうれんそうの周年栽培 年5作  キャベツ 春キャベツ、秋・冬キャベツの年2作	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化

**【組織経営体】**

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式	経営管理の方法等
施設野菜  主たる 従事者 2人	トマト 鉄骨ハウス 促成栽培 2,400㎡  抑制栽培 2,400㎡	2,800  2,000  (合計) 4,800	促成栽培と抑制栽培の組合せ ○促成栽培 12月中旬定植 収穫期間:2月下旬~7月下旬 ○抑制栽培 7月上旬定植 収穫期間:9月中旬~12月中旬	(農業生産法人) ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化 ○地産地消への取組を強化 ○特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日制等の実施 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

- 注) 1 個別経営体は、主たる従事者1人を想定している。  
 2 組織経営体とは、複数の個人が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体としている。  
 3 当該農業経営の指標は、各種交付金を考慮している。

**第4** (略)

**第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

農業経営基盤強化促進事業については、基本方針の第5に定められた方向に即しつつ、地域特性を踏まえ、以下の方針に沿って積極的に取り組むものとする。

なお、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業

**第3** (略)

**第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

農業経営基盤強化促進事業については、基本方針の第4に定められた方向に即しつつ、地域特性を踏まえ、以下の方針に沿って積極的に取り組むものとする。

なお、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業

(削除)

- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、仙台市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア・イ (略)

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1)①・② (略)

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間事業を行う農地中間管理機構、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という)第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「施行令」という)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア～ウ(略)

⑤～⑦ (略)

(2) (略)

(3) 開発を伴う場合の措置

① 仙台市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たって、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)」(以下「要綱通知」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② (略)

② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、仙台市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア・イ (略)

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1)①・② (略)

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という)第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「施行令」という)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア～ウ(略)

⑤～⑦ (略)

(2) (略)

(3) 開発を伴う場合の措置

① 仙台市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たって、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)」(以下「要綱通知」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② (略)

(4)～(13) (略)

(14)農用地利用集積計画の取消し等

①～④ (略)

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又はみやぎ農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 (削除)

2～3(7) (略)

(8)農用地利用改善事業の指導、援助

① (略)

② 仙台市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 (略)

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

仙台市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した多様な担い手の育成に取り組むものとする。

特に、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、みやぎ農業振興公社などとの連携を図りながら、相談機能の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修など実施する。さらには、利用権設定等促進事業を活用し、より参入しやすい環境を整備し、地域の農業を担い、農地を保全する担い手として育成する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事者の態様等の改善に向けた取り組みとして、家族経営協定、休日制・ヘルパー制度の導入を促進する。

(4)～(13) (略)

(14)農用地利用集積計画の取消し等

①～④ (略)

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地保有合理化事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は宮城県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 仙台市は、県下一円で農地保有合理化事業を実施する宮城県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって事業の実施の促進を図る。

(2) 仙台市、農業委員会、農業協同組合は農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3～4(7) (略)

(8)農用地利用改善事業の指導、援助

① (略)

② 仙台市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

5 (略)

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

仙台市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した多様な担い手の育成に取り組むものとする。

特に、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、財団法人みやぎ農業担い手基金などとの連携を図りながら、相談機能の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修など実施する。さらには、利用権設定等促進事業を活用し、より参入しやすい環境を整備し、地域の農業を担い、農地を保全する担い手として育成する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事者の態様等の改善に向けた取り組みとして、家族経営協定、休日制・ヘルパー制度の導入を促進する。

**6** その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

仙台市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮する。

ア 仙台市は、ほ場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化等を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜育苗施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を推進する。

イ～エ (略)

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

仙台市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示されている効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を作成し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② (略)

**7** 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するための取組

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関、団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 支援体制の整備

本市では、就農促進のため、市、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、土地改良区等で組織する仙台市農業振興協議会を支援組織と位置づけ、関係機関と連携の上、総合的な助言、指導を行う。

(2) 農業に参入しやすい環境づくりの推進

農業への就業・参入しやすい環境づくりを推進するため、農業研修や実習支援など技術支援を行う。また、経営基盤の安定を図るため、青年就農給付金(経営開始型)や国の無利子の青年等就農資金の積極的な活用などを進めるとともに、市独自に小規模農業用機械導入や園芸用のパイプハウス設置に対する助成や低利融資を実施するなど、経営が不安定な就農初期に対して、支援を行う。

また、これら施策について、ホームページや広報誌などにより、新規就農関係の幅広い情報提供を行う。

**第6** 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1・2 (略)

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

**7** その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

仙台市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮する。

ア 仙台市は、県営ほ場整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化等を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜育苗施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を推進する。

イ～エ (略)

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

仙台市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示されている効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を作成し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② (略)

**(新設)**

**第5** 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1・2 (略)

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1)農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

①～④ (略)

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、宮城県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項

⑥ (略)

(2)農地利用集積円滑化事業規程の承認

①～②エ(エ)

(イ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、宮城県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ)・(キ) (略)

③～⑥ (略)

(3)～(9) (略)

**第7 (略)**

付則

- 1 この基本構想は、平成 6年4月 6日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年3月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成25年3月25日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成26年〇月〇〇日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)  
(略)

別紙2 (第5の1(2)関係)  
(略)

(1)農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

①～④ (略)

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、宮城県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項

⑥ (略)

(2)農地利用集積円滑化事業規程の承認

①～②エ(エ)

(イ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、宮城県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ)・(キ) (略)

③～⑥ (略)

(3)～(9) (略)

**第6 (略)**

付則

- 1 この基本構想は、平成 6年4月 6日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年3月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成25年3月25日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)  
(略)

別紙2 (第4の1(2)関係)  
(略)